

重点強化型研究推進事業実施要項

制定 平成31年2月28日

(目的・趣旨)

第1条 重点強化型研究推進事業（以下、「本事業」という。）は、「長期財政計画大学負担額上限」を財源とし、龍谷大学又は龍谷大学短期大学部（以下「本学」という。）における先端的、学際的、独創的な研究の創出、促進、充実を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本学の強みを生かした特色ある研究を基軸とし、先端的・学際的・独創的活動を通じて地域社会の発展に寄与する研究又は全国的若しくは国際的な社会の発展に寄与する研究を選定し、その研究の基盤となる経費の一部を一定期間支援する。

(対象)

第2条 本事業の対象は、科学研究費事業、その他外部資金を受けた実績のある研究又は大学が政策的に掲げるテーマに合致した研究で、地域社会の発展に寄与する研究又は全国的若しくは国際的な社会の発展に寄与する研究であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する研究を対象とする。

- (1) 本学の強みを生かした特色ある研究
- (2) 独創的発想に基づいた研究
- (3) 国の研究政策の動向を踏まえた研究

(支援期間)

第3条 支援期間は、最大3年間とする。

(申請)

第4条 本事業への申請は、全学研究政策会議が定める募集要項に従い、行うこととする。

(採択研究の決定)

第5条 全学研究政策会議の下に設置する研究評価委員会は、申請された研究の中から採択候補を選定し、全学研究政策会議に報告する。

2 全学研究政策会議は、前項の報告に基づき採択取組を決定し、部局長会に報告するとともに、申請代表者に採択の可否を通知する。

(事業評価)

第6条 研究評価委員会は、毎年度事業評価を実施する。

2 採択された研究の申請代表者は、事業評価に当たって、所定の報告書を作成し、指定期日までに研究評価委員会に提出しなければならない。

3 研究評価委員会は、前項の報告等に基づき、各研究の進捗状況や成果等について評価を行い、その評価結果を全学研究政策会議に報告する。

4 全学研究政策会議は、前項の報告に基づき、最終的な評価を行い、部局長会に報告する。
(事務)

第7条 この要項に関する事務は、研究部が行う。

(改廃)

第8条 この要項の改廃は、全学研究政策会議の議を経て、部局長会で決定する。

付 則

1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要項は、重点強化型研究推進事業が5ヶ年の暫定的措置であることに鑑み、平成36年3月末をもって廃止する。